【委員１意見書】

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会 御中

平成27年5月29日

　私は，平成27年6月3日開催予定の第11回差別解消部会を欠席いたしますので，本意見書の提出をもって，大阪府における今後の障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みの基本理念等についての意見表明に代えさせていただきます。

　私は，障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みの基本は，障がい及び障がい者についての相互理解を進めることにあると考えます。

　不当な差別的取扱いの問題や合理的配慮の不提供の問題の根底には，障がい及び障がい者についての理解の不足があると考えられるため，たとえ紛争の防止・解決の体制を形式的に整えたとしても，事業者や府民の意識が変わらないことには，根本的な解決とはならないことを認識しておく必要があると考えます。

　このような認識のもとに，以下，今回の本部会の主要検討課題である，（１）相談，紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策，（２）実効性の確保のための措置（勧告，公表，罰則）の必要性，（３）条例の必要性，の3点について，意見を述べたいと思います。

　第1に，相談，紛争の防止・解決の体制の整備については，①障害者差別に関する相談等の特殊性及び，②大阪府の人口規模の2点を考慮する必要があることから，市町村の福祉担当部局における既存の障害者相談体制を活用し，一次的には市町村の相談体制により対応することとして，府は困難事例や広域的な対応が必要な事例を取り扱うのが適当であると考えます。その際，仮に，法律と異なる府独自の体制整備を図る場合には，関係する組織の創設及びその権限の如何によっては，条例で規定を置く必要が生じることになります。

　第2に，紛争の防止・解決の体制整備に関連して，実効性の確保のための措置についてどのように考えるか，という点ですが，仮に，勧告不服従の場合の公表や罰則といった制裁的措置を設ける場合には，紛争防止・解決体制に関する定めのほか，その具体的な要件や手続等を明示した根拠規定を条例で定める必要があると考えられます。なお，勧告や公表が実効性確保措置として機能するためには，府民の間に，障がい及び障がい者に関する十分な理解が広まっていることが前提となると考えます。

　第3に，条例制定の必要性については，上述の通り，実効性確保措置を含めた紛争の予防・解決体制の整備のあり方によっては，そのための条例が必要になると考えられるわけですが，その場合に，体制整備に関して最低限必要な内容の条例にとどめるか，あるいは，より広く共生社会の実現等を目的として啓発等を含めた内容の条例にするかが，論点となります。私見では，条例制定自体に啓発的効果があると考えますが、どのような条例にするかについては，他の自治体における先行例の慎重な検討を踏まえて対応するのが適当であると考えます。